

宅地造成等規制法（盛土規制法）改正概要

- 大雨に伴う盛土の崩落による事故発生を受け、宅地造成等規制法を法律名・目的も含めて抜本的に改正。
- 現行の宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律による開発規制から、**土地の用途にかかわらず危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する制度へ。**

改正概要

- 都道府県知事等が**規制区域（盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域）を指定し、区域内の盛土等（土捨て行為や一時的な堆積も含む）は都道府県知事等の許可の対象に。**
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な**許可基準を設定し、許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認。**
 - ①**施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査**
- 土地所有者が**常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化し、災害防止のために必要なときは、**原因行為者（造成主や工事施工者を含む）に対しても、都道府県知事等が是正措置等を命令可能に。**
- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑を強化。

スケジュール

R4.12 関係政令公布、 R5.3頃 関係省令公布予定、 R5.5.26 改正法施行

（出典：宅地造成等規制法の一部を改正する法律案の概要（国土交通省作成）から一部抜粋、編集）

参考：特定盛土等規制区域における規制対象

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

<新たに追加>

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

<土石の堆積（一時堆積）>

<新たに追加>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

(出典：国土交通省作成資料から抜粋)

鉱山保安法、火薬類取締法との関係

- 盛土規制法の改正により、市街地や集落等以外でも「特定盛土等規制区域」を指定し、区域内の盛土・切土・土石の堆積行為を規制できるようになる。
- 規制区域内で盛土・切土・土石の堆積を行う場合には、技術基準への適応、都道府県知事等の事前許可、中間検査、定期報告、完了検査等が求められるが、**鉱山保安法で届出が義務づけられる集積場等や鉱業法の施業案実施に係る工事、火薬類取締法で設置が義務づけられる土堤等については、盛土規制法に基づく許可・検査は不要であり、各々の法令に定める技術基準への適応、許可、検査等が行われる。**
- ただし、鉱山保安法や火薬類取締法に基づく技術基準適合義務が掛かる集積場や土堤等であっても、盛土規制法に基づき**土地を安全な状態に維持するよう努め**なければならない。災害発生のおそれがある場合は、鉱山保安法等に基づく技術基準適合命令等だけでなく、盛土規制法に基づく**改善命令等が行われる**ことがある。

参考：盛土規制法の許可対象外の工事

- 鉱山保安法関係（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第5条第1項第1号）
 - ・ 特定施設の設置又は変更に係る工事（法第13条）
 - ・ 施設の使用停止、改造、修理若しくは移転等の保安のため必要な事項の命令の実施に係る工事
（法第36、37、48条）
 - ・ 鉱業権消滅後5年間は、鉱業を実施したことにより生ずる危害又は鉱害を防止するため必要な設備の命令の実施に係る工事（法第39条）
- 鉱業法関係（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第5条第1項第2号）
 - ・ 施業案の実施に係る工事（法第63条等）
- 火薬類取締法関係（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則）
 - ・ 製造許可（変更、軽微変更の届出含む）を受けた者が行う、火薬類の製造施設の設置に係る工事
（法第3条、第10条）
 - ・ 火薬庫の設置許可（変更、軽微変更の届出含む）を受けた者が行う、当該許可等に係る工事（法第12条）
 - ・ 火薬類の廃棄許可を受けた者が行う当該許可に係る工事（法第27条）